

宍 総 総 第 3 8 6 号

令和4年10月31日

宍粟市特別職報酬等審議会会長 様

宍粟市長 福 元 晶 三

宍粟市特別職等の期末手当支給割合について（諮問）

宍粟市特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、市長、副市長及び教育長並びに議會議員の期末手当支給割合について、貴審議会の意見を求める。

記

◆特別職の給料等の額及び期末手当支給割合（現行）

市長、副市長及び教育長の給料額及び期末手当支給割合	市 長	880,000円	6月：2.00月 12月：2.00月
	副市長	712,000円	
	教育長	638,000円	
市議會議員の報酬額及び期末手当支給割合	議 長	448,000円	6月：2.00月
	副議長	370,000円	
	常任委員会等委員長	356,000円	12月：2.00月
	議 員	346,000円	

◆諮問の趣旨

令和4年人事院勧告において、一般職の職員の勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げる旨の勧告がなされたことを受け、市長、副市長及び教育長並びに市議會議員の期末手当の支給割合を人事院勧告に準じて改定することの是非につきまして、ご審議いただきますようお願ひいたします。